

「省エネルギー法」
関連基準及び認証製品目録
(第一稿)

「省エネルギー法」の改訂と公布実施に合わせ、国家質量監督検閲検疫総局及び国家標準化管理委員会、国家認証認可監督管理委員会は省エネルギー基準の改訂及び製品認証作業を強化し、一連の高エネルギー消費製品のエネルギー消費量制限基準、車両燃料の経済性基準、エネルギー効率基準を制定または改訂する。2007年末までに45の関連基準を公布し、11種類の省エネルギー製品について自主認証を行う予定にしている。

1. 省エネルギー基準リスト

(1) 高エネルギー消費製品のエネルギー消費量規制基準 (20 項目)

No	関連製品	基準名称	制定/改訂
1	非鉄金属	非鉄金属加工企業のエネルギー消費量の指標	制定
2	アルミニウム	アルミニウム製錬企業のエネルギー消費量	制定
3		酸化アルミニウム専用設備のエネルギー消費量の等級	制定
4	ニッケル	ニッケル製錬企業のエネルギー消費量	制定
5	亜鉛	亜鉛製錬企業のエネルギー消費量	制定
6	銅	銅製錬企業のエネルギー消費量	制定
7	錫	錫製錬企業のエネルギー消費量	制定
8.	アンチモン	アンチモン製錬企業のエネルギー消費量	制定
9	ガラス	平板ガラスのエネルギー消費量の基準値	制定
10	カーバイド	カーバイドのエネルギー原単位の基準値	制定
11	火力発電	火力発電所のエネルギー原単位の基準値	制定
12	鉄鋼	鉄鋼所のエネルギー原単位の基準値	制定
13	合成アンモニア	合成アンモニアのエネルギー原単位の基準値	制定
14	黄燐	黄燐のエネルギー原単位の基準値	制定
15	コークス	コークスのエネルギー原単位の基準値	制定
16	苛性ソーダ	苛性ソーダのエネルギー原単位の基準値	制定
17	セメント	セメントのエネルギー原単位の基準値	制定
18	炭素電極	炭素電極のエネルギー原単位の基準値	制定
19	陶磁器	陶磁器のエネルギー原単位の基準値	制定
20	鉄合金	鉄合金のエネルギー原単位の基準値	制定

(2) 車両燃料の経済性基準 (5 項目)

No	関連製品	基準名称	制定/改訂
21	三輪自動車	三輪自動車の燃料消費量及び測定方法	制定
22	低速貨物自動車	低速貨物自動車の燃料消費量及び測定方法	制定
23	貨物自動車	貨物自動車の運行燃料消費量規制値	改訂
24	旅客自動車	旅客自動車の運行燃料消費規制値	改訂
25	軽型商用車	軽型商用車の燃料消費規制値	制定

(3) エネルギー効率基準 (11 項目)

No	関連製品	基準名称	制定/改訂
26	家庭用ガス瞬間湯沸器	家庭用ガス瞬間湯沸器のエネルギー効率規制値及びエネルギー効率の等級	制定
27	家庭用貯水式電気湯沸器	家庭用貯水式電気湯沸器のエネルギー効率規制値及びエネルギー効率の等級	制定
28	家庭用 IH クッキングヒーター	家庭用 IH クッキングヒーターのエネルギー効率規制値及びエネルギー効率の等級	制定
29	インバーターエアコン	インバーターエアコンのエネルギー効率規制値及びエネルギー効率の等級	制定
30	マルチエアコン (ヒートポンプ) ユニット	マルチエアコン (ヒートポンプ) ユニットのエネルギー効率規制値及びエネルギー効率の等級	制定
31	コンピュータ・ディスプレイ	コンピュータ・ディスプレイのエネルギー効率規制値及び省エネルギー評価値	制定
32	静電複写機	静電複写機のエネルギー効率規制値及び省エネルギー評価値	制定
33	中小型三相非同期モーター	中小型三相非同期モーターのエネルギー効率規制値及びエネルギー効率等級	改訂
34	AC コンタクター	AC コンタクターのエネルギー効率規制値及び省エネルギー評価値	制定
35	外部電源	シングルモード出力式交流一直流と直流—交流外部電源のエネルギー効率規制値及び省エネルギー評価値	制定
36	清水遠心ポンプ	清水遠心ポンプのエネルギー効率規制値及び省エネルギー評価値	改訂

(4) その他 (9項目)

No	基準名称	制定/改訂
37	石油/石油化学工業のエネルギー計量器具に関する要件	制定
38	冶金業のエネルギー計量器具に関する要件	制定
39	鉄鋼業のエネルギー計量器具に関する要件	制定
40	化学工業のエネルギー計量器具に関する要件	制定
41	工業用ボイラーの経済運転	改訂
42	企業の合理的な熱エネルギー利用技術の評価のためのガイドライン	改訂
43	三相非同期モーターの経済運転	改訂
44	単位製品当りのエネルギー消費基準量の制定通則	改訂
45	総合エネルギー消費計算通則	改訂

2. 省エネルギー製品の認証事業

(1) 公布予定の国が推進する省エネルギー自主認証製品 (第一陣)

No	関連製品
1	電動機
2	通風機
3	揚水ポンプ
4	エアーコンプレッサー
5	電気瞬間湯沸器
6	インバータ蛍光灯
7	単端蛍光灯と双端蛍光灯
8	カラーテレビ
9	ソーラー温水器
10	風力発電ユニットと部品
11	ソーラー電池

(2) 関連状況

1. 「節約型社会建設製品認証計画」の制定

科学的発展観を徹底させ、認証事業により社会経済の発展を促進することを目的に、党中央及び国务院の節約型社会建設に関する一連の指示の主旨に基づき、今年、国家認証監督委員会はずでに国家発展改革委員会、水利部、建設部などの関連部門及び認証機関と合同で「節約型社会建設製品認証計画(2006～2010)」(以下「計画」と略称)を制定し、年末には公布される予定

になっている。

「計画」には節電・節油・再生可能エネルギー（「省エネルギー法（草案）」第61条 国は風力エネルギー、太陽エネルギー…などの再生可能エネルギーの開発、利用を奨励する）製品分野の特別計画が含まれ、それが2006年から2010年の資源節約製品認証の重点となっている。

2. 国が統一的に推進する自主的な製品認証事業が全面的に始動

- 1) 認証の権威性と有効性を高め、認証により市場及び消費を誘導し、市場環境を最適化し、消費者が「健康・環境保全・省エネルギー」という消費理念を確立するのを助け、省エネルギー・環境保全の要件に合った優良自動車製品を普及させるために、国家認証監督委員会は2年に及ぶ広範な調査と十分な検討を行い、かつ各界の意見を広く募り、2006年7月21日、正式に省エネルギー/環境保全自動車製品に対し自主認証制度を実施することを発表し、「国家省エネルギー/環境保護自動車認証実施規則及び関連規定」を公布した。具体的には以下の通り。即ち、国が統一的に認証規則と認証マークを制定し、認証マークには消費者への情報が付け加えられる。消費者は国家認証監督委員会の認証情報ウェブサイトまたは認証書発行機関のウェブサイトにアクセスすれば、車両の排気ガス・騒音・燃費などの技術指標が分かる。

この制度は発表と同時に各界及びメディアの注目と高い評価を受けるところとなり、CCTV1チャンネルの「朝聞天下」、「整点新聞」、CCTV2チャンネルの「国際時訊」等の番組や「人民日報」、「経済日報」、「新浪網」、「搜狐網」などのメディアが大々的に取り上げた。国家認証認可監督管理委員会は2006年第26号公告で、関連認証機関と検査測定実験室のリストを公布し、2006年9月1日から省エネ/環境保全型自動車認証制度が正式に実施されている。制度の権威性と統一性及び認証結果の科学性・公正さ・有効性を保証するために、国家認証監督委員会、関連技術機関、高い製造/開発能力を有する大手自動車メーカーの三者は、目下、同制度実施のための準備を積極的に行っており、関連の認証関連作業が2006年10月以降進められているが、2006年11月の北京モーターショー期間中に第一陣の証書が交付される。

- 2) 「計画」を有効に実施するため、国家認証監督委員会は今年末に先ず条件が十分あり、省エネ潜在力の大きな省エネ製品に対する認証を行い、国の統一的な推進を中心とする自主認証制度を基本的に確立することを決定した。「計画」及び関連製品の実行可能性と必要性の分析結果に基づき、国家認証監督委員会はすでに国が推進する自主証製品リスト（第一陣）

を提示している。具体的な製品は以下の通り。即ち、節電製品——電動機（モーター）、通風機、揚水ポンプ、エアーコンプレッサー、電気湯沸器、インバータ蛍光灯、単端蛍光灯/双端蛍光灯、カラーテレビ。再生可能エネルギー製品——ソーラー温水器、風力発電ユニット及び部品、ソーラー電池。

国家認証監督委員会はすでに各認証機関を集め、上述製品の認証実施規則に関する全面的な整備作業を進めており、最終的には国家認証監督委員会により国が統一的に推進する最初の省エネルギー製品認証実施規則が審査・公布されることになる。次のステップとしては、国家認証監督委員会が具体的な製品について関連部門と協力して国が推進する自主認証製品の具体的な作業、例えば、関連する計画とリストの合同公布、実施規則の制定、政策的支援と信頼性のための具体的な方法、認証基準の調整などの具体的な作業が行われることになる。

省エネルギー製品の認証作業：国が推進する省エネルギー製品の認証リストを公布し、一元的な省エネルギー製品認証規則を制定する。認証マークを確定し、制度確立・マーク・機構・政府調達の政策支援などの面で国家発展改革委員会との協力関係を強める。

再生可能エネルギー製品の認証作業：国が推進する再生可能エネルギー製品の認証リストを公布し、一元的な再生可能エネルギー製品認証規則を制定し、認証マークを確定する。再生可能エネルギーの発展及び「再生可能エネルギー法」実施というタイミングを十分に利用し、国家発展改革委員会、科学技術部、財政部と協力して再生可能エネルギー製品認証を政府プロジェクトとその入札の根拠とするように努める。

省エネルギー型農業機械：中央政府の関連省庁と協力して農業機械の認証作業を強力に推し進め、農業機械の省エネルギー基準を制定・整備したり、基準の省エネルギー項目を製品認証に導入し、農業機械の省エネルギーについて宣伝に努め、燃料消費が大きく、生産効率が低く、汚染の深刻な農業機械を徐々に淘汰していく。

認証機関の役割を十分に発揮し、認証機関の推進する自主認証作業を奨励・促進する。製品認証を手段とし、省エネルギー製品の輸出拡大と奨励のための政策を検討・策定する。外国企業の製造・管理技術を導入すると同時に、国外の先進的経験を参考にして企業の技術貿易障壁を克服するのを援助する。国内企業が国外の技術法規及びその実施手続について理解するのを積極的に援助し、国外の関連部門及び機関を招待して国内で専門的な技術セミナーを開催する。国外機関が中国の製品及び体系認証を承認するように積極的に努め、認証結果についての多国間/二国間

承認を促進する。